

茨城県信用保証協会提携ローン「ちょうしん50」

令和6年10月15日現在

項目	内容
商品名	茨城県信用保証協会提携ローン「ちょうしん50」
ご利用いただける方	当金庫の会員たる資格を有する法人で、以下のすべての要件を満たし、茨城県信用保証協会の保証を得られる方 ・中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行う中小企業者の方 ・茨城県内において店舗・事務所・営業所・工場等を有し、事業を行い、決算3期以上の税務申告を実施している法人の方 ・取扱地手形交換所（簡易手形交換所を含む）において、現に取引停止処分を受けていない方および手形不渡り事故をおこしていない方 ・現在、信用保証協会の保証を受けている場合は、延滞がない方 ・現在、信用保証協会の代位弁済による求償債務の主債務者または連帯保証人でない方（法人の場合、代表者を含みます） ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	運転資金（ただし、旧債決済資金および不動産に係る資金は除きます）
お借入金額	1先5,000万円以内 ※保証協会利用5,000万円以内となります。
お借入期間	10年以内（元金返済据置期間最長1年を含みます）分割返済の場合10年以内（据置1年以内） 一括返済の場合2年以内
お借入方法	手貸又は証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	(1) 一括返済（2年以内） (2) 元金均等返済 ※元金返済据置期間は最長1年です。 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。
お借入利率	(1) 固定金利：1年・3年・5年・7年・10年 お借入利率は取扱期間ごと別途定める固定金利です。 (2) 変動金利：お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 お借入れの際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては見直されることもあります。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) 繰上返済の場合の未収利息 (2) 延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	窓口にお問い合わせください。
団体信用生命保険	本ローンは信用保証協会団体信用生命保険の付保をご選択いただけます。 ※団体信用生命保険の加入には審査がございます。

茨城県信用保証協会提携ローン「ちょうしん50」

商品概要説明書

連帯保証人	連帯保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保	原則として担保は不要です。
保証料	茨城県信用保証協会所定の責任共有保証料率（年0.315%～年1.035%までの5区分）の保証料が必要です。責任共有保証料率はおお客様に応じて茨城県信用保証協会が決定します。 会計設置会社に対しては、0.10%の割引が適用されます。 保証料はお借入時に一括または分割してご負担いただきます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入実行時、証書貸付用紙代550円（消費税込）を申し受けます。 ・ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,500円（消費税込）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。 ・繰上返済時に次の繰上返済手数料を申し受けます。 繰上返済額（万円単位）×0.550% ただし、最低金額5,500円、上限金額は55,000円とし、5,500円を超える部分は不課税といたします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客様さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客様さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客様さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。

茨城県信用保証協会提携ローン「ちょうしん50」